平成２２年（フ）第９６３号
広島県東広島市西条中央６丁目29番16号ディアハウスＣ棟
債務者　中村　美希（旧姓白谷）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８０号
広島市南区元宇品町26番38―505号
債務者　杤谷　和美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１４号
広島市佐伯区五日市４丁目18番５―604号
債務者　松島　典万
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０６号
広島市安佐北区白木町大字小越374番地の８
債務者　スズキ建築こと　鱸　　裕司
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０９号
広島市佐伯区河内南２丁目24番７号
債務者　佐伯はるな
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１１号
広島市東区温品４丁目18番27―７―102号
債務者　谷　　孝夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２７号
広島市安佐北区深川５丁目46番20―205号
債務者　末吉　茂也
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４２号
広島県東広島市西条町田口2931番地26　フレグランス田口101号
債務者　福留　時枝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６７号
広島市安芸区中野東１丁目１番９―903号
債務者　真田　　幸（旧姓阿武・松下）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０４号
広島市中区西十日市町６番20―202号　ＪＫビル
債務者　岩渕　光一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６３号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目５番26―102号
債務者　新上　真理
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６号
松山市余戸南５丁目５番31号　ベルメゾン余戸南201号
債務者　田中　栄治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
愛媛県松山市別府町440番地１　フォブールＨＲＴ301号
債務者　山中　鈴子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
鹿児島県鹿児島市新栄町17番20号　新栄バスコ403号
債務者　池田　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
鹿児島県鹿児島市新栄町17番20号　新栄バスコ403号
債務者　池田　美香
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
鹿児島県鹿児島市吉野町2164番地１　クレールハウスＫ102号
債務者　柏木　亮治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
鹿児島県鹿児島市吉野町2164番地１　クレールハウスＫ102号
債務者　柏木喜美代
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
那覇市壺屋１丁目６番16号
債務者　髙良　恭史
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部